

2023年12月6日

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第4回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

1. 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

1) 出産・子育て応援給付金

出産・子育て応援給付金（10万円相当）については、確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に利用していただけるよう、出産育児関連用品の購入、レンタル費用助成、移動支援、産後ケア事業、家事支援事業等の利用負担軽減につながるものとして創設されたと理解しています。今回、対象者との紛争の未然防止や事務の効率的な実施の観点から現金等の給付金として規定されることには理解をいたしますが、現状は産後ケア事業等がすべての家庭が利用できる状況になく、産前産後ヘルパー等の家事支援は多胎児家庭や要支援家庭に限定されるなど十分な供給体制が整っていないなか、交付金の創設によって支援サービスが拡大することにも期待感がありました。

以上を踏まえ、給付金が、産前産後の家庭を応援する支援サービスや、地域の支援者との出会いや親族に頼りたくても頼れない家庭に生まれる前から予防的に支援が届けられるよう、支援サービスを広げる方向につながるよう推進していただきたいと考えます。

2) 相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）について

妊娠届出時、②妊娠8カ月前後、③出生届から乳児家庭全戸訪問までの間、の3回の面談が想定されていますが、特に②妊娠8カ月前後の面談は、産休・育休の取得が近づき、出産に向けての準備を考えるこの時期であるため、産前産後の支援サービス情報の提供、妊婦等に対する周りの支援状況の把握、妊婦とパートナー等の学びの機会、ピアサポート（仲間づくり）、先輩家庭と出会う機会等の環境づくりやこどものいる生活についての理解・イメージ作り等、いつでも身近に相談にのれる体制づくりとともに支援サービス・交流の機会への参加促進等重層的な支援体制整備が重要です。

しかし、経済的支援が2回目には連動しておらず、希望者のみとなっているため伴走している状況がありません。2回目面談の充実と、すでに地域子育て支援拠点等で実施して成果を上げている自治体がありますので、母子保健から地域子育て支援へのプッシュ型の連携含めさらなる充実につながるよう要望いたします。

地域子育て支援拠点事業も創設から 20 年、利用者支援事業も 8 年程度の実績の中で、フォーマルな地域資源だけではなくインフォーマルな地域資源とのつながりや関係性も深まり、何かあれば気軽に行ける場所、相談しやすい場所として利用されており、伴走型相談支援の担い手でもあります。

また合わせて、相談実施体制、相談実施者間の連携や情報共有等のあり方について、より効果的な手法を検討していただきたいと思います。

2. 産後ケア事業の全国展開について

産後ケア事業の充実のため、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込と提供体制の確保の内容・実施時期を定めることには賛同いたします。一方で、すべての希望する家庭に支援が届いている状況にないことから、専門職だけでなく地域の子育て支援関係者が取り組むことが可能となっている産前・産後サポート事業についても、併せて充実が図られるよう位置づけをお願いしたいと思います。

*産前・産後サポート事業 (産前・産後サポート事業ガイドラインより)

1 事業の目的

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員、愛育班員等の母子に係る地域の人的資源や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。ただし、本事業における「相談、支援」は、妊産婦及び妊産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごと等を軽減すること（家事支援は除く。）を目的としており、原則として専門的知識やケアを要する相談、支援は除く。あわせて、地域の母親同士の仲間づくりを促し（交流支援）、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートすることを目的とする。

2 実施主体 市町村（特別区を含む。以下「市区町村」という。）なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

・
・

5 実施担当者

① 母子保健推進員、愛育班員、主任児童委員、民生委員、NPO 法人等地域の者 ② 事業の趣旨・内容を理解した子育て経験者やシニア世代の者 ③ 保健師、助産師、看護師 ④ 育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等） ⑤ 心理に関する知識を有する者

6 事業の種類

利用者の家庭を訪問するアウトリーチ（パートナー）型、保健センター等実施場所に来所させるデイサービス（参加）型がある。デイサービス（参加）型には、集団（複数の妊婦又は母子）で相談やグループワーク等を行う集団型と一人ずつ相談等を行う個別型があり、集団型と個別型を組み合わせて行うことも考えられる。また、本事業実施担当者の募集、養成についても、本事業に含まれる。